

福井県条例第 号

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）
第 1 条 福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年福井県条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
（定義） 第2条 （略） 2～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第13条第5項において「番号利用法」という。</u>）第2条第8項に規定する特定個人情報という。 11～13 （略） （利用および提供の制限） 第13条 （略） 2～4 （略） 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （個人情報ファイル簿の作成および公表） 第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) （略） 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与もしくは	（略）	（略）	（略）	（定義） 第2条 （略） 2～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） （利用および提供の制限） 第13条 （略） 2～4 （略） 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>および第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （個人情報ファイル簿の作成および公表） 第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) （略） 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）					
（略）	（略）	（略）					

改正後	改正前
は報酬もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ （略） (2)・(3) （略） 3 （略） （開示請求権） 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求権） 第32条 （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 （略） （訂正請求の手続） 第33条 （略） 2 （略） 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) （略）	報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ （略） (2)・(3) （略） 3 （略） （開示請求権） 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章および第49条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求権） 第32条 （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章および第49条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 3 （略） （訂正請求の手続） 第33条 （略） 2 （略） 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下<u>この章において</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) （略）

改正後	改正前
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 （略） （利用停止請求の手続） 第40条 （略） 2 （略） 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第49条 議長は、開示請求、訂正請求または利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章および第49条</u>において「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 （略） （利用停止請求の手続） 第40条 （略） 2 （略） 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章</u>において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第49条 議長は、開示請求、訂正請求または利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第2条 福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 （略） 2～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第13条第5項において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。	（定義） 第2条 （略） 2～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第13条第5項において「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。

改正後			改正前		
1 1～1 3 （略） （利用および提供の制限） 第1 3条 （略） 2～4 （略） 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			1 1～1 3 （略） （利用および提供の制限） 第1 3条 （略） 2～4 （略） 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第1 3条第2項第1号	（略）	（略）	第1 3条第2項第1号	（略）	（略）
第3 9条第1項第1号	または第1 3条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第1 3条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第2 0条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第2 9条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第1 0項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第3 9条第1項第1号	または第1 3条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第1 3条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第2 0条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第2 9条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第3 9条第1項第2号	（略）	（略）	第3 9条第1項第2号	（略）	（略）

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。